



平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会社名 株式会社ビジネスブレイン太田昭和
代表者名 代表取締役社長 石川 俊彦
(コード：9658 東証第二部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長
野崎 正幸
電話 03-3507-1302

役員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ（詳細決定）

当社は、平成 27 年 2 月 26 日開催の取締役会において、当社及び当社のグループ会社（以下併せて「対象会社」という。）の取締役（社外取締役を除く。以下同様。）を対象とした、新しい株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入の検討を進めることを決議していましたが、平成 27 年 5 月 26 日開催の取締役会において、本制度の導入に関する議案を平成 27 年 6 月 23 日に開催予定の当社の定時株主総会に付議することを決議するとともに、本制度の詳細を決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

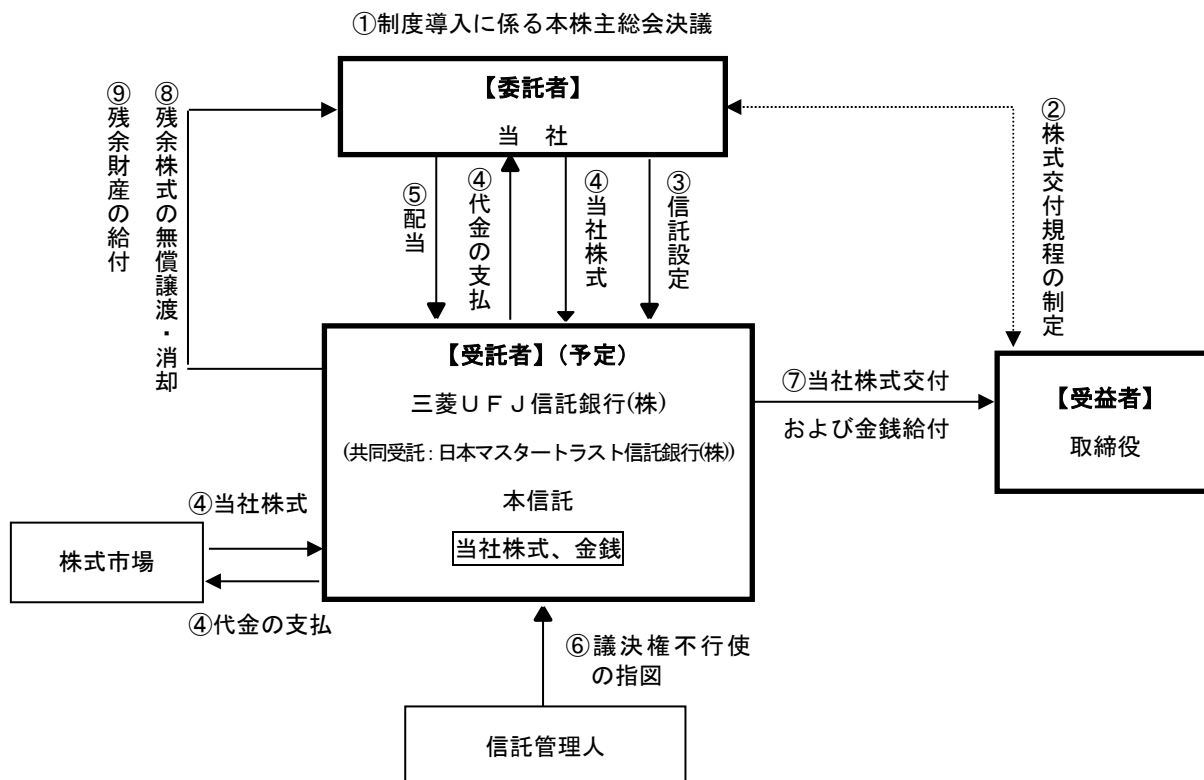
記

1. 本制度の導入について

- (1) 当社は対象会社の取締役を対象に、これまで以上に各対象会社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入します（注）。
- (2) 対象会社の取締役に対する本制度の導入は、平成 27 年 6 月下旬に開催予定の各対象会社の定時株主総会（以下「本株主総会」という。）において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、B I P 信託が取得した当社株式を役位や業績目標の達成度等に応じて取締役に交付するものです。
- (4) 当社は、B I P 信託の信託期間が満了した場合、新たな B I P 信託を設定し、または信託期間の満了した既存の B I P 信託の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しています。

(注) 本制度の導入により、対象会社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されることとなります。また、業務執行から独立した立場である対象会社の社外取締役及び監査役の報酬については、「基本報酬」のみによって構成されます。

2. B I P 信託の仕組み



- ① 各対象会社は、本制度の導入に際して、本株主総会にてそれぞれ役員報酬の決議を得ます。
- ② 各対象会社は、本制度の導入に関して、取締役会にて、役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社のグループ会社は、それぞれ①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を当社に拠出し、当社は、当社のグループ会社から拠出を受けた金銭に、①の当社の株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社取締役に対する報酬の原資となる金銭を合わせて信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とするB I P信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の当社の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて勘定を分けて管理されます。
- ⑤ 本信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、役位及び業績達成度等に応じて、対象会社の取締役に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす対象会社の取締役に對して、当該取締役に付与されたポイント数の一定割合に相当する当社株式が在任時及び退任時に交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が在任時及び退任時に給付されます。
- ⑧ 信託終了時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で、帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

※受益者要件を充足する対象会社の取締役への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、各対象会社は、(当社のグループ会社については当社を通じて) 本信託に対し、本株主総会決議でそれぞれ承認を受けた範囲内で、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成 28 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 32 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 5 年間 (以下「対象期間」という。)(※) を対象として、各事業年度の役位及び業績達成度等に応じて当社株式を役員報酬として交付する制度です。

(※) 下記(4)第 2 段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各 5 事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 制度導入手続

各対象会社は、本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限及び対象会社の取締役が付与を受けることができるポイント数 (下記(5)に定める。) の 1 年当たりの総数の上限その他必要な事項を決議します。なお、下記(4)第 2 段落の信託期間の延長を行う場合は、各対象会社は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者 (受益者要件)

各対象会社の取締役は、平成 29 年 6 月 1 日時点及び取締役退任時 (全ての対象会社の取締役を退任した時点) において、それぞれ受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、各時点までのポイント数 (下記(5)に定める。) に応じた数の当社株式について、本信託から交付を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 在任時交付については平成 29 年 6 月 1 日時点、退任時交付については対象期間中に、対象会社の取締役であること (対象期間中に新たに取締役になった者を含む。)
- ② 退任時交付については全ての対象会社の取締役を退任していること (※)
- ③ 懲戒解雇等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 下記(5)に定めるポイント数が決定されていること
- ⑤ その他株式報酬制度として趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ ただし、下記(4)第 1 段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、取締役を退任していなくとも、当該対象者に対して取締役の在任中に当社株式が交付されることとなります。

(4) 信託期間

平成 27 年 9 月 11 日 (予定) から平成 32 年 8 月末日 (予定) までの約 5 年間とします。ただし、当該期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある対象会社の取締役が在任している場合には、それ以降、各対象会社の取締役に対するポイント数の付与は行われませんが、当該取締

役が退任し、当該取締役に対する当社株式の交付が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

また、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあり得ます。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、各対象会社の取締役に対するポイント数の付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(各対象会社の取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で給付が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(5) 対象会社の取締役に交付される株式数

信託期間中の毎年3月31日に、同日で終了した事業年度(以下「評価対象事業年度」という。)における役位及び業績達成度等に応じて、対象会社ごとに、取締役に一定のポイント数が付与されます。1ポイントは当社株式1株とします。信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

ポイント数の算定は、役位毎に定められた基準ポイントに、評価対象事業年度に係る業績達成度等に応じて決定される支給係数を乗じて行われ、信託期間内において毎年付与されます。ただし、平成28年度(第50期)に付与されるポイントに限り、基準ポイントを3倍としてポイント数の算定を行います。なお、対象会社の取締役に平成29年6月及び取締役退任時に、ポイント数に応じた株式が交付されます。

(6) 本信託に拠出される信託金の予定額及び本信託から交付される当社株式の予定株数

信託期間ごとに本信託に拠出される信託金の金額(※)及び年間付与ポイント数は、対象会社ごとに、それぞれ以下の上限に服するものとします。

※ 信託期間内の本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。

	信託金の上限金額	年間付与ポイント数の上限
当 社	150 百万円	15,000 ポイント
	(当初の対象期間のみ 175 百万円)	(平成28年度を評価対象事業年度として付与されるポイント数のみ、45,000 ポイント)
グループ会社の 合計	150 百万円	15,000 ポイント
	(当初の対象期間のみ 175 百万円)	(平成28年度を評価対象事業年度として付与されるポイント数のみ、45,000 ポイント)
合 計	300 百万円	30,000 ポイント
	(当初の対象期間のみ 350 百万円)	(平成28年度を評価対象事業年度として付与されるポイント数のみ、90,000 ポイント)

本株主総会において、各対象会社で上記の通り決議がなされた場合、各対象会社の取締役が本信託から交付を受けることができる当社株式の株数は、かかるポイント数に相当する株数の上限に服することになります。

また、本信託により取得する当社株式の株数（以下「取得株式数」という。）は、対象期間中の各事業年度におけるポイント数の上限の合計に相当する株数である 150,000 株（ただし、当初の対象期間のみ 210,000 株）を上限とします。

（7）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（6）の各対象会社の株式取得資金及び取得株式数の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得を予定しています。取得方法の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、各対象会社の取締役の増員等により、本信託内の株式数が信託期間中に各対象会社の取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（6）の各対象会社のそれぞれの信託金及び取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

（8）対象会社の取締役に対する株式交付時期

受益者要件を満たす対象会社の取締役は、平成 29 年 6 月及び取締役退任時点において、所定の受益者確定手続を行うことにより、当該時点までに付与されていたポイント数に応じた数の当社株式について、本信託から交付を受けることができます。

（9）本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記（5）により各対象会社の取締役に交付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

（10）本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式についての剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で剰余が生じた場合には、各対象会社の取締役のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に対して交付されることとなります。

（11）信託終了時の取扱い

評価対象事業年度における業績目標の未達等により、信託終了時に剰余株式（信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある対象会社の取締役に対して、その退任時に交付することが予定される株式を除く。）が生じた場合は、株主還元策として、信託終了時に本信託から当社に当該剰余株式の無償譲渡を行い、取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考) 信託契約の内容

- | | |
|---------------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託) |
| ② 信託の目的 | 対象会社の取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 (予定) | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 対象会社の取締役のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦ 信託契約日 (予定) | 平成 27 年 9 月 11 日 |
| ⑧ 当初信託期間 (予定) | 平成 27 年 9 月 11 日～平成 32 年 8 月末日 |
| ⑨ 制度開始日 (予定) | 平成 27 年 10 月 1 日、翌年の 3 月 31 日からポイント付与を開始 |
| ⑩ 議決権行使 | 議決権は行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑬ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|----------|--|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上